

第九日目

師 範：奈良時代の土地制度は律令で定められたように公地公民制でした。



しかし貴族や大きな寺院や大きな神社には、特別に広い土地があたえられていました。

そこで力をつけ余裕のある貴族たちは、周囲の農民たちをつかって、より広い土地を得ようとしていました。

このころ天皇は大仏をつくり、その力で国を栄えさせ、苦難から救われようとしていました。

また、国々に国分寺と国分尼寺をつくらせ、その中心に奈良の東大寺を置くことにしました。

そのために貴族たちに、協力させようとして、自分の力で開墾(かいこん)した土地は、自分の土地としてもよいという法をつくりました。

743年 墾田永年私財法が出る。

公地公民制は、政府みずからの手で否定されることになりました。

ペン太：そういうことならば



「墾田永年私財法で公地は無しさ」

というのはいかがでしょうか。

「無」は7、「し」は4、「さ」は3、ということをふまえています。

公地は無くなるわけではないでしょうが。

師 範：公地公民制の原則が否定される法だったということが、「無しさ」という言葉になっていると理解しておくんだね。

大仏を造るんだという天皇の命令と墾田永年私財法とはどちらが先に出たかという、これはわかりますね。

コン太：大仏を造るために協力させる目的だから、墾田永年私財法のほうが先に出たと思います。



師 範：大仏造立の詔(みことのり)は743年の10月に出ました。

墾田永年私財法は743年の5月に出ました。

つまり同じ年の5か月の差でした。

大仏造立の詔を覚えたことにもなったね。

「大仏造って苦しみは無しさ」

大仏が完成して、開眼供養を行うのは752年だよ。